

第1回 みよし市教育振興基本計画推進委員会

令和元年6月28日（金）午後2時から
みよし市役所 601-602 会議室

- 1 委員の委嘱
- 2 あいさつ
- 3 本計画の概略／本委員会の役割／平成 30 年度推進委員会で協議された課題・提案等について／計画推進の流れ
- 4 重点施策「20の作戦」の進捗状況と本年度の取組予定（担当課より）

資料1

○質疑応答

- 5 グループ別協議

協議テーマ

みよし教育プランの中間見直しに向けて

「今後5年間に推進していく施策に加えるとよい視点について」

- 6 協議内容の共有
グループ別協議で出てきた意見について発表
- 7 今後の予定と連絡
 - ・ 2月 第2回 みよし市教育振興基本計画推進委員会
 - ・ マイナンバー制度に係る依頼事項

みよし市教育振興基本計画推進委員

	名 前	所 属 等	グループ
1	大 村 恵	愛知教育大学	B
2	松 永 豊	愛知教育大学 情報教育講座	A
3	富 樫 佐智子	みよし市文化協会	B
4	大 地 由美子	みよし市社会教育委員会	A
5	鈴 木 睦 子	みよし市文化財保護委員会	B
6	林 晴 子	みよし市立保育園園長会	A
7	深 谷 那奈代	みよし市立保育園父母の会	A
8	前 田 直 美	みよし市スポーツ団体	B
9	内 田 弥 生	みよし市図書館協議会	A
10	上 田 雄 大	みよし市小中学校PTA連絡協議会	B
11	古 井 成 之	愛知県立三好高等学校	A
12	山 内 陽 二	みよし市立小中学校校長会	B
13	吉 川 直 希	みよし市立小中学校教頭会	A
14	日比野 直 子	みよし市教育委員会	A
15	渡 邊 祥 子	みよし市私立幼稚園協会	B

みよし市教育振興基本計画の概略

本市では、平成15年に「三好町教育基本計画」を策定し、教育環境の整備と充実を図ってきました。しかし、少子高齢化の進行や、グローバル化の進展、絶え間ない技術革新等の社会構造の変化は大きく、それらに柔軟に対応し、市民一人一人が真の豊かさを得るには、私たちの基盤である「ふるさとみよし」を見つめ直し、人づくりの中心である教育のあり方を見直す必要が生じてきました。

そこで、本市では平成26年・27年の2か年をかけ、延べ700人を超える市民・教育関係者と対話を重ね、新たな「みよし市教育振興基本計画—みよし教育プラン—」の策定を行いました。本計画は、教育委員会が所管する学校教育及び社会教育の分野を中心に、全ての市民の教育に関わる計画となっています。

- 計 画 期 間 平成28年度から令和7年度（10年間）
- 計画の基本理念 「学ぶ楽しさで、人と人をつなぐ」
- 目指す人間像 生涯にわたって自らを磨き続け、
仲間と共に「ふるさとみよし」を築き、
より良い次代を創り出す人

本委員会の役割

「みよし市教育振興基本計画—みよし教育プラン—」が着実に実行されるよう、プランの進捗状況を有識者や市民の代表から構成する全委員で確認し、市の教育行政に対して意見・助言を与えることで、本プランのPDCAサイクルを確立することが役割となります。

※ PDCAサイクル：業務の管理手法の一つで、P（計画）→D（実行）→C（評価）→A（改善）という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的に業務を改善していく手法

平成30年度推進委員会で協議された課題・提案等について

- (1) 協議された内容が引き継がれるよう、昨年度年間2回の推進委員会で各委員から出していただいた意見・提案等について、資料Aにまとめました。
- (2) 教育委員会点検・評価として、平成29年度の実績について外部学識経験者からいただいた意見・提言等について、資料Aにまとめました。

計画推進の流れ

H 2 8	7月 推進委員会Ⅰ 今年度の 計画		2月 推進委員会Ⅱ 今年度の 成果
H 2 9	7月 推進委員会Ⅰ 今年度の 計画	11月 教育に關す る市民アン ケート	2月 推進委員会Ⅱ 今年度の 成果
H 3 0	6月 推進委員会Ⅰ 今年度の 計画		2月 推進委員会Ⅱ 今年度の 成果
R 1	6月 推進委員会Ⅰ 今年度の 計画	11月 教育に關す る市民アン ケート	2月 推進委員会Ⅱ 今年度の 成果
R 2	■計画の評価・計画の中間見直し		
R 2	6月 推進委員会Ⅰ 今年度の 計画	10月 推進委員会Ⅱ 見直しに關 する審議	2月 推進委員会Ⅲ 今年度の 成果

R 3	見直し後の計画による推進		
R 4	↓		
R 5	↓		
R 6	↓		新計画の策定
R 7	↓		↓

R 8	新たな教育振興基本計画による推進		
-----	------------------	--	--

みよし市教育振興基本計画推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、みよし市附属機関の設置に関する条例（平成21年三好町条例第2号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、みよし市教育振興基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の協議、意見交換等を行うものとする。

- (1) みよし市教育振興基本計画の推進に関すること。
- (2) みよし市教育振興基本計画の評価に関すること。
- (3) みよし市教育振興基本計画の見直しに関すること。
- (4) その他みよし市教育振興基本計画の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員は、条例別表に規定する者のうちから教育委員会が委嘱する。

- 2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員会に、副委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の関係者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、教育振興基本計画担当課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年6月24日から施行する。
(みよし市教育基本計画推進委員会設置要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) みよし市教育基本計画推進委員会設置要綱(平成15年4月1日)
 - (2) みよし市教育基本計画策定委員会設置要綱(平成26年2月14日)
 - (3) みよし市教育基本計画調整会議設置要綱(平成26年4月1日)
 - (4) みよし市教育基本計画に係る作業部会設置要綱(平成26年4月1日)